

お客さま 各位



## 総合口座取引規定改正および総合口座貸越極度額変更のお知らせ

平素は格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では令和4年10月1日より総合口座取引規定を改正し、総合口座貸越極度額を下記の通り変更させていただきます。

### 記

#### 1. 総合口座取引規定の改正

(1) 改正日 令和4年10月1日(土)

(2) 改正内容

新旧対照表(取消線部分を下線部分に変更)

新

旧

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p><b>6. (当座貸越)</b><br/>(2) 前項による当座貸越限度額(以下「極度額」といいます。)は、この取引の預積金残高の合計額の90%(円単位)または<u>300万円</u>のうちいずれか少ない金額とし、極度額はこの通帳の総合口座・お借入限度状況欄に表示します。</p> <p><b>7. (貸越金の担保)</b><br/>(1) この取引の預積金には、残高<u>334万円</u>を限度に貸越金の担保として質権が設定されます。</p> | <p><b>6. (当座貸越)</b><br/>(2) 前項による当座貸越限度額(以下「極度額」といいます。)は、この取引の預積金残高の合計額の90%(円単位)または<del>200万円</del>のうちいずれか少ない金額とし、極度額はこの通帳の総合口座・お借入限度状況欄に表示します。</p> <p><b>7. (貸越金の担保)</b><br/>(1) この取引の預積金には、残高<del>223万円</del>を限度に貸越金の担保として質権が設定されます。</p> |

#### 2. 総合口座貸越極度額の変更

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| 令和4年9月30日(金)まで | 定期性預金残高の90%または200万円のうちいずれか少ない金額。 |
| 令和4年10月1日(土)以降 | 定期性預金残高の90%または300万円のうちいずれか少ない金額。 |

詳しくは、営業店窓口にお問い合わせください。